

## 目次（詳細）

### 第1 事案の概要と本訴および反訴に至る経緯

### 第2 原審判決の要旨

### 第3 原審判決批判前に確認されるべき事実

- 1) 本件投稿記事に対する判断・評価が不可欠である理由
- 2) 本件投稿記事の主張は魚のメチル水銀吸収経路に関するこれまでの科学的知見をすべて覆している
  - (1) 魚がエラからメチル水銀を吸収することは、紛れもない事実である
  - (2) 本件投稿記事の主張は、「魚類生理学の立場から見れば明らかに誤りである」の一言で、これまで知られた事実をすべて否定している
- 3) 自説に都合悪いところは隠蔽して引用し、自説を支持するように見せる本件投稿記事の欺瞞引用
  - (1) 喜田村正次他著「水銀」（文献1）の場合
  - (2) 藤木論文（文献3）の場合
- 4) 引用された藤木論文はほとんど絶対に関覧できない文献であった
  - (1) 入手閲覧が不可能であったことの証明
  - (2) 一般的に入手しにくい省庁の「研究費報告書」
- 5) 本件投稿記事の大きな誤りと相手方の「疑問」と称する批判について
  - (1) 本件書籍で示した理論式への誤った適用
  - (2) 「<摂餌量に関する疑問>」と題する批判について
  - (3) 「前提条件付きだったはずのことを、次には何の説明もないまま事実として扱っている」とする批判について
- 6) 原審において提出された本件投稿記事の査読書とその支持書の存在
  - (1) 査読書（「審査報告書」）
  - (2) 査読書に対する支持書の持つ意味

### 第4 原審判決とその問題点

#### 第1項 データ改変が故意によるか否かについて判断の誤り

A. この点に関する判決文

B. 判決の誤りの指摘とその理由

（上告受理申立理由－1，2）

- 1) 原審判決では表面から消えた1審判決の間違い
- 2) 「故意ではない」と「認めた」判決の根本的誤りを正す
  - (1) この問題の判断を主観で行ってはならない
  - (2) 主観にかわる客観的定量的方法
  - (3) 定量的判断のための確率論的評価
  - (4) 客観的定量的評価の本件への適用
  - (5) 投稿前の経緯はデータ改ざんを否定する理由にはならない
  - (6) データ改ざんに関する相当性についての不当な判示

## 第2項 本件投稿記事全体に対する評価・判断の誤り

- A. この点に関する判決文
- B. 判決の誤りの指摘とその理由 (上告受理申立理由－3)

## 第3項 科学研究行動規範委員会の最終回答に対する判断の誤り

- A. 誤りの指摘とその理由
- B. 理由の説明 (上告受理申立理由－4)
  - 1) 東京大学科学研究行動規範委員会への申立と審理の経緯
  - 2) 科学研究行動規範委員会の回答は付記または要望の方が重要である

## 第4項 本訴事案に対する判断の誤り

- A. この点に関する判決文
- B. 判断の誤りの指摘とその理由 (上告受理申立理由－3)

## 第5項 査読書とその支持書および支持書署名者の陳述書の無視

(上告受理申立理由－5)

## 第5 総括